



はじめに

教務部長

ご入学おめでとうございます。金城学院大学の一員となられた皆様に心からのお祝いを申し上げます。

さて、これまでの学生生活と比べて、大学ではさらなる自主・自立が求められます。これまではある程度決まった授業時間割があって、それに従って授業を受けていた方が多いと思います。しかし、大学では、必ず受けなければならない必修という科目以外は、自分ですべての授業を選んでいくこととなります。つまり、それぞれが自分の学びたい学問、興味・関心に従って、自分だけのオリジナルの授業時間割を自分で作っていくのです。その時に必要になってくるのが、「履修要覧」と「シラバス」です。

履修要覧には大学での学びにおける手順やルールが掲載されています。大学では、この履修要覧の内容をみなさんが理解したものととして、様々なことが進んでいきます。ぜひ、しっかりと読み込んで、理解してください。履修要覧は、全学部の学生さんにとって必要なことをまとめた「大学編」と、それぞれの学部別に必要なことをまとめた「学部編」から構成されています。大学編には「知らなかった」ではすまされない卒業に関わる重要事項などが満載です。また、学部編には、所属する学部・学科の独自のルールや科目一覧（課程表）、資格に関する情報が掲載されています。**なお、この履修要覧は卒業するまで使用します。**折にふれて見直せるよう、大事に保管してください。

シラバスという言葉も聞きなれないかもしれません。簡単に言えばシラバスとは授業案内のことで、すべての科目についてシラバスがあります。それぞれの授業に関して、授業を担当する教員名・開講される学年・開講される曜日や時間・授業の概要や到達目標・授業の内容（授業計画）などが記されています。このシラバスを参考にしながら、自分の学びたいことはなんだろう？自分の学びたいことと合っているかな？と考えて、授業を選択していきます。

最初に述べましたように、大学では自主・自立が求められます。また、それぞれが自分に責任を持つことも求められます。それは社会人としてひとり立ちしていくための準備期間とも言えるでしょう。私たち教職員は全力でそのサポートをしたいと思っています。もし、不安なことや疑問に思うことがあったら、ぜひ教職員に勇気を出して質問してみてください。質問する勇気を持つことが社会人になるための第一歩かもしれません。みなさんが金城学院大学で素晴らしい時間を送られますことを心より祈っています。

CONTENTS

はじめに

【大学編】

I 履修要項・履修案内

- 1 授業科目について 大学 1
授業科目の区分／授業科目の履修上の区分
- 2 単位制度について 大学 2
- 3 卒業要件について 大学 2
- 4 履修登録について 大学 3
- 5 履修上の留意事項について 大学 3
- 6 授業について 大学 7
授業時間／授業の開講形態／休講／補講／授業への出席、欠席／授業への遅刻、
早退／受講態度が悪いことによる欠席扱い
- 7 試験について 大学 11
試験の種類と受験手続(授業期間内試験・試験期間内試験・追試験・再試験)／
試験時間割／受験時の諸注意／不正行為・不正レポートと罰則／レポート、卒
業論文・卒業制作等の提出
- 8 成績評価と単位認定について 大学 15
- 9 各種の単位認定制度について 大学 17
国内の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等／外国の大学又は短期
大学に留学して修得した単位／国内の大学に留学して修得した単位／大学以外
の教育施設等における学修(外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修を含
む)／入学前の既修得単位等／単位認定の対象となる検定試験等とその認定基
準

II 学籍上の諸手続き

- 1 学籍異動について 大学 22
休学／復学／退学／再入学／除籍

III 教務事務の取扱い

- 1 事務取扱い時間について 大学 24
- 2 学生ポータルサイト(K-PORT)による伝達・連絡について 大学 24
- 3 諸届、願出について 大学 25
- 4 証明書等の発行について 大学 25

- IV 履修規程 大学 26

1 授業科目について

〔1〕 授業科目の区分

本学における授業科目は、以下の2つに大きく区分されています。

1 共通 教育科目

すべての学生に共通に開設されている授業科目であり、次のように科目区分されています。

I 建学の精神を学ぶ科目（金城アイデンティティ科目）

①キリスト教 ②女性 ③国際理解

II 現代社会の教養の基礎となる科目

④教養科目

III 現代社会に必要なリテラシーを身につける科目

⑤英語教育科目 ⑥外国語教育科目

⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目

IV スポーツを通じて健康増進を図る科目

⑨S&E教育科目

V 実践から学ぶ科目

⑩海外研修科目 ⑪学生プロジェクト科目

2 専門 教育科目

専門教育課程として各学科ごとに設けられている授業科目です。専門教育課程では、専門性を高めるための学修がより効果的に進められるよう、履修上の各授業科目が体系化ならびにグルーピングされています。（例：基礎科目、展開科目など）

※上記①②以外に、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状を取得するために必要な「教職に関する科目」、外国人留学生または海外帰国子女のために開設されている「日本語科目」と「日本事情に関する科目」があります。

〔2〕 授業科目の履修上の区分

授業科目は、その科目が卒業要件に係る必要の度合から、次のように履修上の区分がされています。

必修科目：必ず履修しなければならない科目

選択必修科目：選択肢の中から所定の科目数、単位数を必ず履修しなければならない科目

選択科目：選択肢の中から希望により選択して履修することができる科目

2 単位制度について

授業科目には、それぞれ単位数が付記されています。それは、大学における各授業科目の学修量が「単位」という尺度で測られているからです。すべての授業科目は、講義、演習、実験、実習および実技のいずれかとして分類されていて、その種類に応じて本学学則において定めた時間を学修し、試験・レポートなどにより合格と判定されたとき、単位の修得が認められます。

この単位を、授業科目区分・分類ごとに定められた数だけ修得することによって、卒業要件を満たすことができます。（詳しくは、「**3** 卒業要件について」を参照してください。）

なお、本学においては、90分の授業をもって2時間と計算します。

〔単位計算方法・基準〕

授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとします。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とします。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とします。ただし、文学部音楽芸術学科における個人指導による実技の授業については、5時間から8時間の授業をもって1単位とします。
- (3) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目など学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めるものとします。

3 卒業要件について

卒業を認められるためには、下記の二つの要件を満たさなければなりません。

(1) 本学に4年（ただし、薬学科生は6年）以上在学すること

※休学期間は在学期間を含めません。

※編入学した学生は、本学在学年数に2年（薬学科編入生は3年）を算入することができます。

※在学期間は8年（ただし、薬学科生は12年）を超えることができません。

(2) 各学科別に示す以下の表において、卒業に必要な最低修得単位数を修得すること

学 部	学 科	共通教育 科目	専門教育 科目	自由履修 (後述 参考 参照)	卒業要件 総単位数
文学部	日本語日本文化学科	30単位	70単位	28単位	128単位
	英語英米文化学科	30単位	70単位	28単位	128単位
	外国語コミュニケーション学科	22単位	78単位	28単位	128単位
	音楽芸術学科	28単位	70単位	26単位	124単位
生活環境学部	生活マネジメント学科	30単位	70単位	28単位	128単位
	環境デザイン学科	30単位	70単位	28単位	128単位
	食環境栄養学科	30単位	95単位	3単位	128単位
国際情報学部	国際情報学科	30単位	74単位	20単位	124単位
人間科学部	現代子ども学科	30単位	70単位	28単位	128単位
	多元心理学科	30単位	72単位	26単位	128単位
	コミュニティ福祉学科	30単位	70単位	28単位	128単位
薬学部	薬 学 科	36単位	151単位	0単位	187単位

卒業要件単位の履修方法については、学部編の各学科卒業要件単位数の詳細ならびに共通教育科目等課程表および専門教育科目課程表を参照してください。なお、食環境栄養学科および現代子ども学科においては、卒業要件単位数とあわせて卒業要件上の付加条件を満たす必要があります。「Ⅳ 履修規程（履修規程第15条）」を参照してください。

参考 Reference

自由履修とは…

共通教育科目および専門教育科目の卒業に必要な最低修得単位数を修得した上で、さらに単位を修得した場合「自由履修」として卒業要件単位数に加算されます。

自由履修に加算できる単位は、共通教育科目および専門教育科目において卒業に必要な最低修得単位数を超えて修得した単位、教職に関する科目、他学部他学科履修科目、単位互換科目の単位等です。

4 履修登録について

履修登録とは、学生各自が、自分の履修すべき授業科目を決定し、所定のルールと手続きにしたがって、学生本人の責任において大学に届け出る行為です。別冊の「履修登録の手引き」にしたがって行ってください。

履修登録していない場合、授業を受講することはできません。また、授業に出席し試験等を受験しても、単位修得の対象になりません。留年、その他の重大な結果につながりますので、十分注意してください。

5 履修上の留意事項について

履修に際して、守らなければならない規則は次のとおりです。

- (1) 開講基準年次にしたがって履修してください。下級年次に配当されている科目を履修することは認められますが、上級年次に配当されている科目は履修できません。
なお、他学科との合併授業の場合で、学科間で開講基準年次が異なるときは、自学科の配当年次が開講基準年次です。
- (2) クラス指定で開講されている科目は、所属のクラスで履修してください。ただし、再履修等の場合は、所属クラスでの履修を原則としますが、所属クラス以外での履修も許可します。

参考 Reference

合併授業

一つの授業を複数の学科で共同開講することがあります。この授業開講形態を合併授業といいます。

参考 Reference

再履修とは…

履修した結果、単位が認定されなかった科目を、次期または次年度以降に再び履修することを、再履修といいます。

再履修は、その科目が卒業要件上の必修科目である場合は、絶対に必要となりますが、選択必修科目や選択科目の場合で、その科目の単位数分を、同系列の他の科目の履修によって満たすことができれば、絶対に必要ということではありません。

また、再履修は、再履修しようとする科目の開講曜日時限が、履修計画上の時間割において空いているときに限り、可能となります。

なお、下級年次配当の科目を初めて履修する場合も、再履修と同じように考えてください。

(3) CAP制（履修登録できる単位数の上限）は、下表のとおりです。

● 1年次 金城アイデンティティ科目の選択科目と教養科目とを合計した履修登録単位数の上限は、前後期とも各4単位
ただし、薬学部は前後期とも各6単位

学 部	学 科	1年	2年	3年	4年	5年	6年
文学部	日本語日本文化学科	49単位	49単位	49単位	49単位		
	英語英米文化学科	49単位	49単位	49単位	49単位		
	外国語コミュニケーション学科	42単位	49単位	49単位	49単位		
	音楽芸術学科	49単位	49単位	49単位	49単位		
生活環境学部	生活マネジメント学科	49単位	49単位	49単位	49単位		
	環境デザイン学科	49単位	49単位	49単位	49単位		
	食環境栄養学科	49単位	56単位	49単位	49単位		
国際情報学部	国際情報学科	42単位	49単位	49単位	49単位		
人間科学部	現代子ども学科	49単位	49単位	49単位	49単位		
	多元心理学科	49単位	49単位	49単位	49単位		
	コミュニティ福祉学科	49単位	55単位	49単位	49単位		
薬学部	薬 学 科	49単位	49単位	49単位	49単位	49単位	49単位

履修登録できる単位数の上限に含まれない科目、または影響を受けない場合があります。

【履修登録できる単位数の上限に含まれない科目】

- ① V実践から学ぶ科目 に係る授業科目
- ② 2年～4年次（薬学科は2～6年次）の教職に関する科目
- ③ 「海外英語研修」、「海外中国語研修」、「海外フランス語研修」、「海外ドイツ語研修」、「海外短期研修」、「国内日本語教育実習」、「海外日本語教育実習」、「環境デザイン特別研修A」、「環境デザイン特別研修B」、「環境デザイン学外研修A」、「環境デザイン学外研修B」
- ④ 現代子ども学科の教科および教職に関する科目
- ⑤ 再履修科目

【履修登録できる単位数の上限に影響を受けない場合】

- ① 本学学生海外留学規程に基づき海外留学をした学生の翌年度の履修登録の場合
- ② 編入学生・転学部転学科生の3年次以降の履修登録の場合
- ③ 各年度末におけるGPAが通算3.3以上の学生の翌年度履修登録の場合

参考 Reference

CAP（キャップ）制（履修登録の上限設定）とは…

文部科学省は、大学設置基準（省令）において、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めなければならない」としています。このことを受けて本学では、履修規程の第12条において、履修登録単位数の上限を定めています。これにより、無理な履修計画を防ぎ、予習や復習をしっかりと行うための時間を確保できます。

- (4) 他学部他学科生の履修が不可とある科目については、自学科生のみ履修が可能です。他学部他学科生の履修はできません。（シラバス参照）

参考 Reference

他学部他学科履修とは…

学部学科を超えて、意欲のある学生が、他学部他学科に開設されている授業科目を履修できるようにした制度が他学部他学科履修です。本学の授業科目のうち、専門教育科目の一部については、当該学科以外の学科（他学部を含む）の学生でも履修ができます。なお、この履修により取得した単位は、自由履修の単位にすることができます。

ただし、他学部他学科履修できるのは、2年次からで、1年次においてはできません。また、すべての専門教育科目が他学部他学科履修の対象となっているわけではありません。専門教育科目のうち、以下に示した授業科目は、他学部他学科履修の対象から除外されていますので、履修登録に際しては注意してください。

- ① 卒業論文、卒業制作等の科目
- ② その他、当該科目の授業内容の関係から、履修者を自学科の学生に限る必要があると判断された科目

他学部他学科履修のできない授業科目は、シラバスに「他学部他学科生履修不可」と表記されています。シラバスは、K-PORTでも確認できますので参照してください。

- (5) 既に単位修得した科目を、再度履修することはできません。
- (6) すべての授業科目について、履修者数に制限があります。抽選等により定員外となった場合は、その科目は履修できませんので、他の授業科目への履修変更等をしてください。

参考 Reference

教育効果を高めるために…

本学では、教育効果を高めるために、講義科目の履修者数の上限を原則120名としています。

- (7) 一部の授業科目については、その科目の履修に際して、予め特定の授業科目を修得していることを条件とすることがあります。また、それ以外にも、履修上の条件の付いた科目があります。（シラバス参照）履修上の条件のある科目については、条件を満たす者のみ履修が可能です。

参考 Reference

履修上の条件とは…

シラバスの履修上の条件欄に、「××（科目名）を履修済みのこと」と付記されている授業科目があります。これは、その科目を履修するには、先に××（科目名）を履修している必要があることを意味します。ただし、「履修上の条件」における「履修済み」には、次の者も条件に適用者として付加し、「履修済み」とみなすこととします。

- ① 先に履修すべき科目の成績が不合格であった者
- ② 先に履修すべき科目を同時に履修する者

- (8) 授業科目の末尾に括弧数字がついている科目は、(1)から順に学修をしていく授業科目であり、数字順に履修をしていかなければなりません。
- (9) 授業科目の末尾にアルファベットがついている科目は、授業内容が異なっていることをあらわすものであり、履修順序の制約はありません。
- (10) 履修者が少ない科目は、大学の定めにしたがい、非開講になる場合があります。非開講になった場合は、履修登録の変更が認められ、3週目から変更した授業に出席できます。

6 授業について

〔1〕 授業時間

授業は、1 時限 90 分で行われます。

通常授業は、平日は 5 限、土曜日は 2 限までです。



〔2〕 授業の開講形態

授業の開講形態は次のとおりです。

通年開講

1 年間にわたり継続して授業が行われます。授業は原則として 30 回行われます。

半期開講

前期または後期の半年間継続して授業が行われます。学期ごとに単位認定され、授業は原則として 15 回行われます。

$\frac{1}{4}$ 期開講 (週 2 回授業)

前期または後期のさらに半分 ($\frac{1}{4}$ 期・実授業回数 15 回) で完結します。16 回目 (前半に終了する科目は 8 週目、後半に終了する科目は 16 週目) に試験を実施することがあります。

$\frac{1}{4}$ 期開講 (週 1 回授業)

前期または後期のさらに半分 ($\frac{1}{4}$ 期・実授業回数 7 回) で完結します。8 回目 (前半に終了する科目は 8 週目、後半に終了する科目は 16 週目) に試験を実施することがあります。

集中講義

通年または半期開講が、特別な事情により毎週授業を行えない場合、夏期または冬期の集中講義期間に授業が行われます。

〔3〕休講

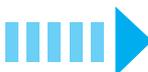
授業担当教員のやむをえない事由あるいは暴風警報発令等により、授業を休講にすることがあります。

- ① 予め判明している休講は、事前にK-PORTで発表します。
- ② 休講の発表がない場合で、授業開始時刻から30分以上経過しても授業担当教員から教室に連絡がない場合は、履修支援センターに連絡し、指示を受けてください。
- ③ 暴風警報発令等による休講措置については、次のとおりです。



暴風警報発令等による休講措置

①東海地震に関する注意情報もしくは予知情報（警戒宣言）が発表された時



休講

②未明から愛知県西部の尾張東部と尾張西部のいずれかの市町村に暴風警報が発令
 尾張東部の市町村：名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
 尾張西部の市町村：一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

③未明から名古屋鉄道または名古屋市営交通が運転ストライキ実施中（集改札ストライキを除く）



午前7時の時点で解除されている

通常授業

午前7時の時点で解除されていない

第1限と第2限の授業を休講

午前11時の時点で解除されていない

全日休講

※事態の発生が、未明から第1限の授業開始までの場合を含む。

- 1) 第1限の授業開始以降に、②または③の事態が発生したときは、その状況を見て、学長が全学休講とするか否かを決定し、発表します。
 ※全学休講の場合は、その内容を大学ホームページで発表するとともに校内放送により通知します。
- 2) 愛知県西部の尾張東部と尾張西部の地域以外に在住する学生で、居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合は自宅等で自己防災してください。
 居住する地域・通学経路に発令された暴風警報が解除された時点で、授業が行われている場合は、安全等を確認し出校してください。出校できなかった場合は、履修支援センターで必要な手続きをすることにより欠席とはみなしません。



- ④ その他、特別な事由により、学長判断で休講となる場合があります。

〔4〕補講

休講があった場合は、原則として授業が補てんされます。この補てん授業を補講といいます。

補講は「補講日」以外にも、授業期間の第5限、土曜日（1～5限）、休暇期間中等に実施されることがあります。補講の実施は、事前にK-PORTで発表します。また、LMS（ラーニングマネジメントシステム）を利用した補講を行うことがあります。LMSを利用した補講については、授業担当者から案内があります。

〔5〕授業への出席、欠席

1 授業への出席と単位認定について

授業には、原則としてすべて出席する必要があります。実授業回数の3分の1以上欠席した場合、当該科目の成績評価は「失格」となり、単位は認定されません。

2 授業を欠席した場合の例外的取扱いについて

以下の**a b c**の理由による場合は、〔5〕**1**の「欠席」とはみなしません。また、**d e**の理由による場合は、授業担当者の判断により、「欠席」とみなさないことがあります。欠席事由解消後7日以内に履修支援センターで手続きすることにより、**a b c e**の場合は「欠席理由証明書」を、**d**の場合は「学外実習等出席証明書」を発行します。（集中講義は**c**の場合のみ「欠席理由証明書」を発行します。）

なお、発行された証明書は、最終週の授業までに授業担当者へ提出してください。最終週の授業を欠席した場合の取扱いは、**3**の通りとなります。

- a** 学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症（大学10ページ参照）に感染または感染の疑いがある場合 **証明書** 医師による診断書

※ただし、日数は、学校保健安全法施行規則第19条に規定されている「出席停止の期間の基準」とする。

- b** 忌引きの場合 **証明書** 保証人の証明書、会葬礼状など

忌引きは二親等までとし、次に示された日数*です。

*葬儀の日を含む連続の日数

配偶者 10日以内

一親等の親族 血族…7日以内
姻族…5日以内

二親等の親族 血族…3日以内
姻族…2日以内

（注）生計をひとつにする姻族は血族に準ずる。

- c** 居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合 **証明書** 不要

- d** 資格取得に伴う以下の各種学外実習の期間が重なった場合 **証明書** 不要

博物館実習、早期英語教育実習、相談援助実習、保育実習（保育所・施設いずれも事前事後指導を含む）、精神保健福祉援助実習、教育実習（小・中・高は教員採用試験を含む）、幼稚園教育実習の事前事後指導、介護等体験、臨地実習

※ただし、保育実習および幼稚園教育実習の事前事後指導で授業を欠席する場合は、現代子ども学科が発行する「実習に関わる授業欠席の確認」を提出すること。

- e** その他教務部長が特別に認めた場合 **証明書** 理由書、主催団体等の証明書など

例：国民体育大会及び選考基準がそれに準ずる全国大会に出場する場合
日本音楽コンクールおよびそれに準ずるコンクールに出場する場合
何らかの事件の証人として出廷を依頼された場合
骨髄移植のボランティアドナーとして入院を依頼された場合
事件等にまきこまれ、警察等に緊急で連絡をしなければならない場合

3 最終週の授業に欠席した場合の取扱いについて

最終週の授業に欠席し、下記提出物（その他は対象外）を授業担当者に渡すことのできない場合、以下の通り取扱います。

①欠席理由証明書、学外実習等出席証明書

最終週の授業を「授業を欠席した場合の例外的取扱いについて」に該当する理由で欠席した場合は、履修支援センターで「欠席理由証明書」、「学外実習等出席証明書」を受け取り、授業担当者に提出します。**提出期限は、試験期間最終日までです。**期限までに提出できない場合は、事前に申し出てください。16週目に試験がある場合は、各自で授業担当者に提出してください。15週目が授業期間内試験であった場合は、履修支援センターから授業担当者に対応方法等を確認します。

※学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症以外の医師の診断書等は受け取れません。

②レポート

最終週の授業を「授業を欠席した場合の例外的取扱いについて」または就職試験、通学経路での公共交通機関の事故（追試験の**㉔**または**㉕**）に該当する理由で欠席したため、授業内でのレポート提出ができなかった場合は、履修支援センターでレポートを受け取り、授業担当者に提出します。**提出期限は、試験期間最終日までです。**期限までに提出できない場合は、事前に申し出てください。履修支援センターへレポートを提出する際は、「欠席理由証明書」、「学外実習等出席証明書」または「追試験**㉔**または**㉕**で指定された証明書」とセットで提出してください。16週目に試験がある場合は、各自で授業担当者に提出してください。

※レポート提出日が最終週より前で、提出機会があったにもかかわらず、提出しなかった場合は受け取れません。学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症以外の医師の診断書等は受け取れません。

〔6〕 授業への遅刻、早退

授業への30分以上の遅刻は、遅刻とはみなさず欠席となります。ただし、通学経路での公共交通機関の遅延等により、遅延証明書が提出された場合を除きます。遅延証明書は直接授業担当者に提出してください。遅刻は2回をもって1回の欠席となります。早退についても遅刻と同様の扱いとします。

〔7〕 受講態度が悪いことによる欠席扱い

授業中に次のような行為を行い、担当教員から注意を受け、さらにその上で教室からの退出を求められた学生は欠席扱いとなります。

① 授業に関係のない私語をした場合

（授業に関係するものであっても私語は避けてください。担当教員の言葉が聞き取れない、説明の内容が理解できない、板書の文字が読めないといった場合には、挙手して発言を求めるようにしてください。）

② 携帯電話やスマートフォンでの通話や、メール、SNS等を使用した場合

（携帯電話やスマートフォンの電源は必ず切っておいてください。ただし、担当教員からの許可もしくは指示により携帯電話やスマートフォンを使用する場合を除きます。）

③ 授業と関わりのない作業等を行った場合

【学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症】

学校保健安全法施行規則に指定された病名は次のとおりです。医師の診察を受け伝染の恐れがないと診断されてから登校してください。登校には、病名と出席停止期間が記載された診断書が必要です。診断書は、履修支援センターへ提出してください。

	病 名
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、南米出血熱、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

7 試験について

試験方法には、筆記試験のほか、プレゼンテーション、レポート提出、論文提出、作品提出、実技、実験、実習などがあります。

〔1〕 試験の種類と受験手続

① 授業期間内試験

授業期間内試験とは、通常授業期間中に実施される試験です。

試験の詳細は、授業担当者から指示があります。

原則として追試験（③ 追試験を参照）の対象にはなりませんので、各教員の指示に従ってください。薬学科生に対して実施される中間試験については、学部編を参照してください。

② 試験期間内試験

試験期間内試験とは、試験期間中（16週目）に実施される試験です。

試験の詳細は、事前にK-PORTで発表します。

追試験（③ 追試験を参照）の対象になります。薬学科生に対して15週目に実施される期末試験については、試験期間内試験に準じます。詳細は学部編を参照してください。

③ 追試験 手続必要

追試験とは、以下①～④の理由によって、試験期間内試験および薬学部期末試験を受験できなかった学生で、所定の期日までに必要な手続きを行い、教務部長が認めた場合に実施される試験です。詳細はK-PORTで確認してください。なお、追試験料は無料です。

① 資格取得に伴う以下の各種学外実習の期間が重なった場合 **証明書** 不要

博物館実習、早期英語教育実習、相談援助実習、保育実習（保育所・施設いずれも事前事後指導を含む）、精神保健福祉援助実習、教育実習、幼稚園教育実習の事前事後指導、介護等体験、臨地実習

※ただし、保育実習および幼稚園教育実習の事前事後指導で試験を欠席する場合は、現代子ども学科が発行する「実習に関わる授業欠席の確認」を提出すること。

② 教員採用試験、保育士試験、図書館司書講習、就職試験が重なった場合

証明書 受験先の証明書または受験票（受講許可証）の写し

③ 文化・スポーツおよび社会的活動の全国大会以上出場、もしくは、そのための公的機関が実施する強化合宿等の日程が重なった場合

証明書 当該大会等を主催する公的機関の証明書

④ 居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合 **証明書** 不要

⑤ 病気・ケガの場合 **証明書** 医師による診断書または保健センター利用証明書

⑥ 通学経路での公共交通機関の事故（自家用車による通学での事故等は認められない）の場合 **証明書** 遅延証明書、警察による事故証明など

⑦ 忌引きの場合 **証明書** 保証人の証明書、会葬礼状など

忌引きは二親等までとし、次に示された日数*です。

*葬儀の日を含む連続の日数

配偶者 10日以内

一親等の親族 血族… 7日以内
姻族… 5日以内

二親等の親族 血族… 3日以内
姻族… 2日以内

(注) 生計をひとつにする姻族は血族に準ずる。

⑧ その他正当と認められる理由の場合 **証明書** 保証人連署の理由書など

事前に履修支援センターに問い合わせてください。

④ 再試験

再試験とは、以下 **a b c** の場合に実施される試験です。受験の手続きは **c** の場合は不要ですが、**a b** の場合は必要です。なお、再試験料は1科目につき3,000円です。受験の手続き（試験料納入方法を含む）については、K-PORTで発表します。

a 手続必要

最終学年で、卒業要件単位の不足が2科目以内（卒業論文・卒業制作等は除く）の学生に対して実施される場合の試験（卒業再試験）。ただし、卒業要件不足科目は、当該年度に履修し、成績が不合格（成績評価F）であった科目に限られます。

b 手続必要

共通教育科目英語教育科目の「英語コミュニケーションA(1)(2)」（薬学科生のみ）の成績と、現代子ども学科が定めた専門教育科目の成績が不合格（成績評価F）であった学生に対して実施される場合の試験。現代子ども学科の再試験の詳細については、学部編を参照してください。

c 手続不要

食環境栄養学科、薬学科が定めた専門教育科目の成績が不合格（成績評価F）であった学生に対して実施される場合の試験。詳細については、学部編を参照してください。

注意 Attention

- ① 1/4期開講科目の規定授業回数後の試験の詳細は、試験期間内試験に準じます。
- ② 集中講義の試験は、16回目に実施することがあります。
- ③ 試験教室は、授業の教室と異なる場合があります。
- ④ 追試験及び再試験を欠席した場合の追試験は実施しません。
ただし、食環境栄養学科、現代子ども学科、薬学科が定めた試験制度については、学部編を参照してください。

〔2〕 試験時間割

	第1限	第2限	第3限	第4限	第5限
入室時刻	9:10	10:55	13:20	15:05	16:45
試験開始時刻	9:20	11:05	13:30	15:15	16:55
遅刻限度時刻	9:40	11:25	13:50	15:35	17:15
試験終了時刻	10:20	12:05	14:30	16:15	17:55

- ① 試験時間割は、授業時間割に準じます。
- ② 試験時間は原則60分です。
- ③ 入室時刻までに着席してください。
- ④ 遅刻限度時刻以降の入室は認められません。

〔3〕 受験時の諸注意

次の受験時の諸注意は必ず守ってください。なお、まぎらわしい行為は不正行為とみなされる場合があるので、受験の際は、他から疑問をいられるような行為はとらないようにしてください。

- ① 学生証を必ず携帯し、試験中は写真の面を上にして机の上に提示し、試験監督者が確認しやすいように置くこと。
- ② 学生証を忘れた、または紛失した場合は、受験前に履修支援センターへ願い出て、受験許可証を発行してから受験すること。なお、受験許可証は、発行日のみ有効であり、使用後は当日中に必ず履修支援センターへ返却すること。
- ③ 携帯電話は、電源を切ってカバンに入れること。時計はアラーム音を切ること。試験中に鳴った場合は、退室を命じられます。
- ④ 試験教室では、教室前方に掲示された「座席表」に指定された席で受験すること。万一、自分の学籍番号が「座席表」にない時は、試験監督者にその旨を申し出て受験し、終了後に履修支援センターへ申し出ること。
- ⑤ 机の上には、学生証、鉛筆類、消しゴム、鉛筆削り、時計（ただし、計算機能や翻訳機能つきの時計を除く）、めがね、持込み許可物件以外のものは置かないこと。なお、必要なものがある場合には、事前に試験監督者に許可を得ること。
- ⑥ 机の中には何も入れないこと。試験に不要な物は、カバン等に入れて、椅子の下に置くこと。
- ⑦ 試験教室においては、常に試験監督者の指示に従うこと。指示に従わない場合は、退室を命じられます。

〔4〕 不正行為・不正レポートと罰則



不正行為を行った者を、学則第46条に基づき、訓告、停学、退学のいずれかの懲戒に付します。同時に、その学期の全科目の成績評価を「失格」とします。

1 不正行為について

試験中に不正行為を行ったと認められた学生は、直ちに受験を停止し、試験監督者の指示に従わなければなりません。

以下の場合、不正行為にあたります。

- a) 他人の答案用紙をのぞいたり、他人と答案用紙を交換した場合
- b) 他人と話をした場合
- c) 当該試験科目に関係したものであるか否かを問わず、不正行為物件（カンニングペーパー、携帯電話、デジタルオーディオプレーヤー等の不正行為に使用できる全ての用具をいう）を所持していた場合
- d) 本人が書いたか否かを問わず、机上等に当該試験科目の内容が書いてある場合
- e) 代理受験を行ったり、依頼をした場合
- f) 持ち込みが許可されている物の貸借をしていた場合
- g) その他、試験監督者が不正行為と認めた場合

2 不正レポートについて

書籍、論文、新聞、ホームページ、他の学生が書いたレポート等に記載されたものを、出典を明らかにせずに用いる等、剽窃（ひょうせつ）した箇所があるレポートは不正レポートとみなし、提出者の当該科目の成績評価を「失格」とします。

なお、他人のレポートを丸写ししたり、他人にレポート作成を依頼するなど、悪質な不正レポートと認められる場合は、不正行為とみなします。

※不正レポートとみなされないための注意

自分の意見を述べるために、必要な範囲で他の著作物から引用する場合は、引用箇所を「」で囲むなどして明示するとともに、出典を明らかにする必要があります。以下に引用の仕方の一例を記します。このような形で記述すれば、不正レポートとみなされることはありません。なお、専門分野によって表記の方法が異なるため、当該科目の担当教員の指示に従ってください。

《引用の仕方の例》

（例）金城花子（2008）は、「……」と述べている。一方、金城すみれ（2009）は「……」と述べている。

引用文献

1) 金城花子（2008）、書名、〇〇出版社、pp.100-112

2) 金城すみれ（2009）、サイト名、<http://www.kinjo-u.ac.jp/kyoumu-sample.html>

（最終アクセス日 2009/07/10）

（注）引用文献は文末に示すことが一般的です。

〔5〕 レポート、卒業論文・卒業制作等の提出

1 レポートの提出について

レポートの提出に際しては、以下の事項に注意してください。

- レポートは、インク、ボールペン、パソコン（ワープロ）を用いて書き、ホッチキスやひもなどで綴じてから提出してください。
- レポートには、表紙をつけ、右の見本のように各項目名を記載してください。
- レポートは、指定の期日・時間までに、指示された提出先に提出してください。

見本A 4判（例）
年度、学期、履修クラス 科目名、担当教員名
レポート題目 （必要に応じて副題目）
所属学科、学年、組、学籍番号 氏名（必要に応じてローマ字名も）

注意 Attention

履修支援センターのレポート受理について

授業担当者が提出先を履修支援センターと指定したレポートに限り受理します。

履修支援センターのレポート提出ボックスで回収する場合の提出期限は、提出締切日の15：30です。

郵送によるレポート提出は受け付けないので注意してください。

また、授業担当者に直接提出するレポートについては、途中の事故を防ぐため、履修支援センターでは一切取り扱いません。授業担当者の指示に従ってください。ただし、最終週の授業に欠席した場合のレポートの取扱いについては大学10ページを参照してください。

2 卒業論文・卒業制作等の提出について

卒業論文・卒業制作等は、指定された期間に履修支援センターへ提出してください。（なお、学科が別に定める場合は、この限りではありません。）郵送によるものは受理しませんので注意してください。

その他提出に係る詳細は、所属の学科が決定し、掲示などで通知されます。

8

成績評価と単位認定について

履修した授業科目は、通年科目の場合は年間の成績で単位認定され、半期科目の場合は半年間の成績で単位認定されます。

いったん認定された単位の取消しおよび成績評価の変更はできません。

また、本学では成績評価の客観性と厳格性の確保および学生の学修意欲の向上を目的として、GPA制度を導入しています。GPA（Grade Point Average/成績平均点数）とは、成績評価に対してそれぞれGP（Grade Point）を定め、1単位あたりの成績平均点数を示したものです。

GPAは、成績単位修得通知表に記載されるとともに、一部選考資料としても利用されます。

GPAの計算式は次のとおりです。なお、GPAの計算式においては、F・失の履修登録単位数も分母に加算されますので、それらが多いとGPAは低くなります。

$$GPA = \frac{4 \times A \text{の単位数} + 3 \times A \text{の単位数} + 2 \times B \text{の単位数} + 1 \times C \text{の単位数}}{A \cdot A \cdot B \cdot C \cdot F \cdot \text{失の履修登録単位数合計}}$$

※次の3科目はGPAの対象とならないGPA除外科目です。

【共通教育科目「キャリア開発G(2)」、食環境栄養学科「臨地実習」、薬学科「実務実習」】

(1) 成績評価と合否の別および単位認定の可否については次のとおりです。

合格

単位認定可

成績評価等	GP	成績評価の内容
A A	4	100点～90点
A	3	89点～80点
B	2	79点～70点
C	1	69点～60点
検	対象外	検定試験等の合格又は成果に係る学修
他	対象外	大学以外の教育施設等における学修、海外研修等
換	対象外	他の大学又は短期大学において修得した単位
留又は教留	対象外	国内外の大学又は短期大学に留学して修得した単位
既又は教既	対象外	入学前の既修得単位
編又は教編	対象外	編入学前の既修得単位
再又は教再	対象外	再入学前の既修得単位
転又は教転	対象外	転学部転学科前の既修得単位

「教」の文字が付く成績評価等は、教職課程の科目に使用することができます。
外国の大学等での学修による単位認定の場合、教職課程の科目に使用することはできません。

不合格

単位認定不可

成績評価等	GP	成績評価の内容
F	0	59点以下
失	0	実授業回数の3分の1以上欠席した場合等 不正行為を摘発された場合

保留

単位認定保留

成績評価等	GP	成績評価の内容
保	0	授業料等の学納金が未納の場合等

注意 Attention

- ① 試験を欠席した場合でも試験以外の学修成果により単位認定されることがあります。
- ② 正当な理由で試験を欠席した場合でも、いったん成績が出る場合があります。その場合のG P (G P A)は一時的に低くなります。ただし、追試験を受験し、成績評価が出た段階でG P (G P A)は更新されます。

(2) 成績 (G P A 付記) の結果は、アドバイザー教員等が成績単位修得通知表を学生個人に渡すことによって発表されます。(口頭では一切行いません。)

成績の結果発表(成績単位修得通知表発行日)は、在学生オリエンテーション時に行います。日程は、履修要覧別冊の教務関係事項スケジュール表を参照してください。なお、後期の在学生オリエンテーションを行わない学科もありますが、その学科については、K-PORTによって結果発表をします。

(3) 成績問い合わせは、原則として、成績単位修得通知表の発行日より1週間以内(最終日が休日の場合、その翌日)に、履修支援センターで受け付けます。後期の在学生オリエンテーションを行わない学科についても同様です。卒業予定者発表日に成績単位修得通知表を受け取る4年生または6年生の成績問い合わせは、K-PORTで別途案内します。

注意 Attention

成績単位修得状況は、学生個人に発表したあと、保護者へも「成績単位修得通知表」を郵送し通知します。ただし、保護者へ郵送した「成績単位修得通知表」は、成績問い合わせの対象にはなりませんので、注意してください。

9

各種の単位認定制度について

学則等に基づく単位認定制度の対象となり得るものには、次の〔1〕～〔5〕に示すものがあります。いずれの場合も、認定された単位は卒業要件単位として認められます。

ただし、**教育職員免許状申請上の単位としては認められないことが多いので、教職課程履修者は注意が必要です**（詳細については履修支援センターで確認のこと）。また、卒業上の履修計画の観点からすると、これらの単位認定制度の適用を受けようとする学生は、所属学科の教員と十分相談する必要があります。

なお、単位認定を希望する学生は、本学所定の単位認定申請書と必要関係書類を履修支援センターへ提出し、申請する必要があります。ただし、履修中の科目や休学期間中の単位認定は行いません。また、卒業年次生の単位認定は、受付期間が設けられています。3月卒業予定者は2月20日まで、前期末卒業予定者は6月30日までです。最終日が土、日の場合は次の月曜まで受け付けます。

本学において修得したとみなす認定単位数の範囲は、下表のとおりです。

内 容	認定単位数の範囲	
	項目別	合計
国内の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等	60単位以内	60単位 以内
外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位	60単位以内	
国内の大学に留学して修得した単位	60単位以内	
大学以外の教育施設等における学修 (外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修を含む)	60単位以内	
入学前の既修得単位等	60単位以内	

〔1〕 国内の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

本学学則第15条により、教育上有益と認められるときは、国内の他の大学又は短期大学において履修し修得した授業科目の単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学が現在、単位互換協定を締結している他の大学又は短期大学は、愛知学長懇話会のもとで包括協定を締結している愛知県下の本学を除く全ての国公立大学と、京都にある同志社女子大学です。

〔2〕 外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位

本学学則第15条2により、教育上有益と認めるときは、留学先で修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学の学生として海外留学する場合、本学に在学したまま留学する在学留学と、本学を休学して留学する休学留学が考えられます。いずれの場合も、単位認定制度の適用の対象となる点では同じです。しかし、留学期間が在学年数に算入されるか否か、本学の留学生奨学金受給申請資格が有るか否か、といった点において差異があります。

本学では、国際交流センターにおいて、在学留学としての海外留学プログラムを実施しています。この海外留学プログラムは、本学の学生海外留学規程に基づくものです。学生海外留学規程に基づく留学には、本学と国際交流協定を締結している海外の大学に留学する「交換留学」と「派遣留学」、ならびに、留学先の大学又は短期大学を学生自身が選定して留学する「認定留学」の3種類があります。募集および選考は国際交流センターが行いますので、留学による単位認定を予定している学生は同センターへ問い合わせてください。

〔3〕国内の大学に留学して修得した単位

外国の大学等への留学と同様に、教育上有益と認めるときは、国内の大学に留学して修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学が現在、国内の留学先として協定を締結している大学は、京都にある同志社女子大学です。

参考 Reference

単位互換協定に基づく他大学での履修とは…

単位互換協定とは、他の大学または短期大学において履修し修得した授業科目の単位を、本学において修得した単位とみなすことが、本学にとっても教育上有益と認められるときに、相手大学等と締結する大学間の協議書です。したがって、単位互換協定を締結している大学で修得した単位については、本学において修得した単位とみなし、単位認定されます。

本学は現在、次の大学等と単位互換協定を締結しています。

① 国際交流協定大学

Agnes Scott College（アメリカ）、West Virginia University（アメリカ）、Hawaii Pacific University（アメリカ）、Highline College（アメリカ）、Lindsey Wilson College（アメリカ）、Gonzaga University（アメリカ）、University of Nebraska at Kearney（アメリカ）、Goldsmiths, University of London（イギリス）、London Metropolitan University（イギリス）、University of Central Lancashire（イギリス）、University of Tasmania（オーストラリア）、University of Western Sydney（オーストラリア）、University of Jean Moulin-Lyon 3（フランス）、Medicine Hat College（カナダ）、韓南大学校（韓国）、淑明女子大学校（韓国）、杭州師範大学（中国）、吉林大学（中国）、吉林大学珠海学院（中国）、Payap University（タイ）

ただし、海外の大学への留学に関しては、その留学が、本学の学生海外留学規程に基づく留学（認定留学を含む）と認められれば、留学先の大学が協定大学であるか否かに拘わらず、留学先の大学において修得した単位については、単位互換協定大学における修得単位と同様に単位認定されます。

② 愛知学長懇話会のもとでの包括協定大学（愛知県下の本学を除く全ての大学）

③ 同志社女子大学（京都）

〔4〕大学以外の教育施設等における学修（外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修を含む）

教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（記載省略）を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

これらの学修のうち、外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修については、後述の別表に記載したとおりです。外国語検定科目に単位認定された場合は、認定された外国語検定の各科目に対応する同一番号の当該外国語科目の学修は済んだものとみなされます。なお、本学内で実施している「TOEIC IP（主催／言語センター）」と「TOEFL（主催／国際交流センター）」も単位認定の対象となりますので利用してください。

〔5〕入学前の既修得単位等

教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む。）や、入学前に行った大学以外の教育施設における学修を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

ただし、編入学した学生の入学以前の既修得単位の認定は、72単位（薬学部は110単位）以内となります。

別表 (単位認定の対象となる検定試験等とその認定基準)

注意 1 : 英語英米文化学科の学生は、「英語」に関する単位認定はできません。

注意 2 : 外国語コミュニケーション学科の「中国語」「フランス語」「ドイツ語」に関する認定基準は異なります。詳細は学部編を参照してください。

注意 3 : 国際情報学科の「英語」に関する認定基準は異なります。詳細は学部編を参照してください。

注意 4 : 認定授業科目を複数の検定試験等で認定する場合は、成績区分の上位の検定試験等で認定されます。

注意 5 : 教育職員免許状取得予定の場合、教職課程に係る科目を単位認定することはできません。

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数	
実用英語技能検定試験 (英検)	準1級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	1級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	511～550点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C又はD)	6単位	
	551点以上	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
Test of English for International Communication (TOEIC及びTOEIC IP)	651～750点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B)	4単位	
	751～899点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	900点以上	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
国際連合公用語・英語検定 試験(国連英検)	B級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	A級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
ケンブリッジ大学英語能力 検定試験	CAE(1級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	CPE(特級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
ドイツ語技能検定試験	3級	外国語検定(ドイツ語1、2)	2単位	
	2級	外国語検定(ドイツ語1、2、ドイツ語会話1、2)	4単位	
	準1級	外国語検定(ドイツ語1、2、3、4)	6単位	
		外国語検定(ドイツ語会話1、2)		
	1級	外国語検定(ドイツ語1、2、3、4)	8単位	
外国語検定(ドイツ語会話1、2、3、4)				
実用フランス語技能検定試験	3級	外国語検定(フランス語1、2)	2単位	
	準2級	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1)	3単位	
	2級	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1、2)	4単位	
	準1級	外国語検定(フランス語1、2、3、4)	6単位	
		外国語検定(フランス語会話1、2)		
1級	外国語検定(フランス語1、2、3、4)	8単位		
	外国語検定(フランス語会話1、2、3、4)			
フランス語 資格試験	(DELF)	A 2	外国語検定(フランス語1、2)	2単位
		B 1	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1、2)	4単位
		B 2	外国語検定(フランス語1、2、3、4)	6単位
	外国語検定(フランス語会話1、2)			
(DALF)	C 1	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2、3、4)	8単位	
中国語検定試験	3級	外国語検定(中国語1、2)	2単位	
	2級	外国語検定(中国語1、2、中国語会話1、2)	4単位	
	準1級	外国語検定(中国語1、2、3、4、中国語会話1、2)	6単位	
	1級	外国語検定(中国語1、2、3、4)	8単位	
外国語検定(中国語会話1、2、3、4)				

試験の種類	成績区分	認定授業科目		認定単位数
スペイン語技能検定試験	4級	外国語検定(スペイン語 1、2)		2単位
	3級	外国語検定(スペイン語 1、2、スペイン語会話 1、2)		4単位
	2級	外国語検定(スペイン語 1、2、3、4) 外国語検定(スペイン語会話 1、2)		6単位
	1級	外国語検定(スペイン語 1、2、3、4) 外国語検定(スペイン語会話 1、2、3、4)		8単位
韓国語能力試験	3級	外国語検定(韓国・朝鮮語 1、2)		2単位
	4級	外国語検定(韓国・朝鮮語 1、2、韓国・朝鮮語会話 1、2)		4単位
	5級	外国語検定(韓国・朝鮮語 1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話 1、2)		6単位
	6級	外国語検定(韓国・朝鮮語 1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話 1、2、3、4)		8単位
「ハングル」能力検定試験	準2級	外国語検定(韓国・朝鮮語 1、2)		2単位
	2級	外国語検定(韓国・朝鮮語 1、2、韓国・朝鮮語会話 1、2)		4単位
	1級	外国語検定(韓国・朝鮮語 1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話 1、2、3、4)		8単位
通関士試験	合格	通関業務研究		2単位
総合旅行業務取扱管理者試験	合格	旅行業務研究		2単位
二級建築士	合格	空間デザイン基礎製図 空間デザイン基礎実習 環境デザイン学科展開科目の空間デザイン系科目の必修科目から1科目		6単位
ITパスポート試験	合格	生活マネジメント学科※	情報社会論(1) 情報社会論(2) 情報通信ネットワーク論	4単位 (左記の内 2科目)
		国際情報学科※	情報システム論 情報技術論 情報ネットワーク論	4単位 (左記の内 2科目)
基本情報技術者	合格	生活マネジメント学科※	情報社会論(1) 情報社会論(2) 情報通信ネットワーク論	6単位
		国際情報学科※	情報システム論 情報技術論 情報ネットワーク論	6単位
色彩検定	2級	カラーコーディネート論		2単位
	1級			

- ※付記： 1. 指定学科の学生は、他学科の授業科目は認定されません。
2. 指定学科以外の学生は、2学科にわたる授業科目は認定されません。

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
CGエンジニア検定 画像処理エンジニア検定 CGクリエイター検定 Webデザイナー検定 マルチメディア検定	ベーシック	イラストレーション技術 3D-CG技術 Web制作技術 Webデザイン技術 ソーシャルメディア論 CG論	2単位
CGエンジニア検定 画像処理エンジニア検定 CGクリエイター検定 Webデザイナー検定 マルチメディア検定	エキスパート	マルチメディア論 CM制作 デジタルコンテンツ制作技術	4単位
簿記検定試験（日商簿記） ※日本商工会議所主催の簿記検定以外は、単位認定の対象になりません。	2級	簿記・会計(1)	2単位
	1級	簿記・会計(1) 簿記・会計(2)	4単位
貿易実務検定	A級	貿易実務研究	2単位
	準A級		
	B級		



注意

外国語検定（英語コミュニケーション、〇〇語、〇〇語会話）について
 例えば、「英語コミュニケーションA(1)(2)」が卒業要件上必修科目と設定されている学科に所属している学生が「外国語検定（英語コミュニケーションA）」を単位認定された場合、「英語コミュニケーションA(1)(2)」の単位を修得しなくても、当該科目の卒業要件を充たしたとみなされます。
 ただし、「英語コミュニケーションA(1)(2)」と「外国語検定（英語コミュニケーションA）」は別科目です。「外国語検定（英語コミュニケーションA）」を単位認定された場合でも「英語コミュニケーションA(1)(2)」を履修することができますし、「英語コミュニケーションA(1)(2)」を修得した後に「外国語検定（英語コミュニケーションA）」を認定することもできます。両方の科目を単位修得、単位認定された場合には、「外国語検定（英語コミュニケーションA）」は自由履修の単位としてみなされます。英語以外の外国語教育科目についても同様です。

外国人留学生に適用

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
日本語能力試験	N 1	日本語211 日本語212 日本語213 日本語214 日本語215 日本語221 日本語222 日本語223 日本語224 日本語225	10単位

1

学籍異動について

学生の身分に関する異動（学籍異動）には、休学、復学、退学、再入学、除籍があり、事情および必要に応じて願い出ることができます。いずれの場合にも、教授会の承認が必要となるので、事前にアドバイザー教員等とよく相談して進めるようにしてください。



(1) 休学

病気またはその他のやむをえない理由により、修学困難な期間が2カ月以上となるような場合は、休学を願い出ることができます。休学を願い出る場合は、保証人（保護者）連署の上で、本学所定の休学願を提出してください。

参考 Reference

◆休学に関する参考・注意

- ① 入学初年次の前期については、その理由が病気又は留学の場合を除き休学は許可されません。
- ② 休学期間中は、授業料等の学納金に代えて在籍料を納付してください。授業開始8週間以内に休学を願い出た場合の在籍料は、半期50,000円です。また、授業開始8週間を経た後に休学を願い出た場合の当該学期の在籍料は、授業料の半額相当額です。
- ③ 休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えてください。
- ④ 休学は、1年以上にわたることができません。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き許可されることがあります。
- ⑤ 休学期間は、通算して4年（薬学科は6年）を超えることはできません。
- ⑥ 休学期間は、在学期間に含まれません。

(2) 復学

休学が終了した場合（休学期間中に休学の理由が解消した場合を含む）は、保証人（保護者）連署の上で、本学所定の復学願を提出してください。

参考 Reference

◆復学に関する参考・注意

病気による休学の場合は、復学可能であることを証明する医師の診断書を添えてください。

(3) 退学

病気またはその他のやむをえない理由により退学を願い出る場合は、保証人（保護者）連署の上で、本学所定の退学願を提出してください。

参考 Reference

◆退学に関する参考・注意

- ① 納付済みの授業料等の学納金は、事情の如何にかかわらず返却されませんので、注意してください。
- ② 退学年月日は、原則として授業料等納入期の終了の日となります。ただし、授業料等納入済みの学期の途中で退学する場合は、この限りではありません。

(4) 再入学

いったん本学を退学したものの、再び本学での修学を希望する場合は、再入学を願い出ることができます。再入学を願い出る場合は、保証人（保護者）連署の上で、本学所定の再入学願を履修支援センターに提出してください。再入学についての詳細は履修支援センターに問い合わせてください。

(5) 除籍

次のいずれかに該当した者は、除籍することがあります。

- ① 在学期間が8年（ただし、薬学科生は12年）を超えた者
- ② 通算して4年間（ただし、薬学科生は6年間）休学したにもかかわらず、なお復学できない者
- ③ 授業料等の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ④ 長期間にわたって行方不明の者
- ⑤ 在学中に死亡した者

参考 Reference

留学の場合は…

本学学生留学規程に基づく留学（交換留学、派遣留学、認定留学、国内留学）が許可された学生の留学期間中の学籍上の身分は「留学」として取り扱われます。

ただし、休学して留学する場合の学籍上の身分は、「留学」ではなく「休学」です。

留年とは…

本学における教育課程は、4年間（薬学科は6年間）の在学期間で修了するようになっています。在学期間は最長8年（薬学科は12年）と決められていますが、4年（薬学科は6年）を超えて在学する場合、学籍上「留年」として取り扱われます。

また、薬学科には進級制限という制度があり、進級ができない場合も学籍上「留年」として取り扱われます。（記録や証明書等の発行書類には「留年」は記載されません。）

1

事務取扱い時間について

事務の取り扱い時間は、次のとおりです。必ず時間を守ってください。
電話・メールでの問い合わせは原則として受け付けていません。



午前 9 時より午後 4 時 45 分



原則として取り扱いはしません

2

学生ポータルサイト (K-PORT) による伝達・連絡について

履修支援センターからの通知・連絡は、原則、K-PORTによって行いますので、**毎日必ず確認してください**。K-PORTへは大学ホームページ (<http://www.kinjo-u.ac.jp/>) のメニュー「在学生の方」からアクセスしてください。K-PORTでは個人に届くお知らせと、K-PORT内のLinkに掲載することでみなさんに情報をお知らせする方法があります。全体に関わる内容について（試験や在学生オリエンテーション等）はLinkに掲載します。イベントによって、イベント名のLinkがあるものとLink履修支援に掲載するものがあります。適宜、各Linkを確認してください。

また、K-PORTには連絡機能以外にも教務関係の重要な機能があります。主な機能については下記を参照してください。

● K-PORTでの連絡事項

【個人に届くお知らせ】

- ・履修科目の休講、補講、教室変更等
- ・個人向けのお知らせや呼び出し等

※個人に届くお知らせは転送設定をすることで登録したアドレスにメールが届きます。

【Link履修支援に掲載されるお知らせ等】

- ・授業に関わるお知らせ
- ・年度初めの行事予定について
- ・在学生オリエンテーションについて
- ・卒業論文、卒業制作について
- ・各種印刷物データ（履修要覧、履修要覧別冊）
- ・集中講義日程 等

【その他Linkに掲載されるお知らせ】

- ・試験関係
- ・施設配置図
- ・履修者数が上限に達した科目の抽選結果
- ・卒業予定者へのお知らせ
- ・卒業予定者発表 等

● K-PORTの機能等

- ・履修登録
- ・シラバス確認
- ・成績確認
- ・時間割確認
- ・休講・補講確認
- ・時間割・教室利用検索
- ・連絡事項確認
- ・各種Link等

※暴風警報発令等による休講措置は大学ホームページでお知らせします。

参考 Reference

大学からの連絡ツール/K-PORTの機能について

K-PORT以外のツールでも重要なお知らせをすることがあります。大学からの情報提供やK-PORTの機能についての詳細は、本学発行の学生ハンドブック「Printemps (プランタン)」を参照してください。

注意 Attention

K-PORTに掲載された内容についての質問等は窓口で受け付けます。電話、メールでの問い合わせには応じませんのでご注意ください。K-PORTで不具合が発生した場合、大学ホームページでお知らせします。K-PORT及び大学ホームページ「在学生の方」を確認しなかったことによる不利益や公示されたことに対する責任を免れることはできませんので、必ず確認してください。

3 諸届、願出について

諸届、願出等の提出期限が決められているものは、必ず期限内に提出しなければなりません。

注意 Attention

提出の遅れたものについては、履修支援センターは一切受理しませんので、注意してください。

4 証明書等の発行について

証明書等の申込・発行については、「Printemps」を参照してください。

なお、証明書関係の窓口（申込み・受取り）はすべて学生生活支援センターです。

金城学院大学 履修規程

(根拠)

第1条 この規程は、金城学院大学（以下「本学」という。）学則第13条に定めるところに従い、授業科目の履修方法を定める。

(授業科目の履修上の区分等)

第2条 共通教育科目を、履修上の区分として、別記1に示す領域にしたがったテーマ又は科目群に分ける。

2 専門教育科目を、履修上の区分として、共通科目、基礎科目、展開科目、演習科目、卒業論文及び資格関連科目に分ける。ただし、学科により、この区分が異なることがある。

3 学科により、専門教育科目に履修上のコースを置くことがある。

(共通教育科目の履修方法)

第3条 共通教育科目の卒業要件単位の修得方法は、別記2に示すとおりとする。

(専門教育科目の履修方法)

第4条 専門教育科目の卒業要件単位の修得方法は、当該学科が専門教育課程表において示すところによる。

(自由履修)

第5条 自由履修とは、卒業要件総単位数と、共通教育科目及び専門教育科目における卒業要件上の必要最低修得単位数の合計との差を充足する履修形態をいう。

2 自由履修に充当できる単位は、共通教育科目並びに専門教育科目において卒業要件上の必要最低修得単位数を超えて修得した単位及び教職に関する科目の単位とする。

(各種資格に係る授業科目の履修方法)

第6条 各種資格取得のために必要な授業科目及び単位の修得方法は、当該資格課程を設置する学科が、当該取得資格の課程表において示すところによる。ただし、教員の免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目及び単位の修得方法は、本学が示す教職課程履修に係る教育課程表に基づく。

(履修者数による閉講)

第7条 開講した授業科目でも、履修者数によっては閉講することがある。

(他学部他学科履修)

第8条 2年次以上の学生は、他の学部学科が開講する専門教育科目の授業科目を履修することができる。ただし、他学部他学科履修の対象外授業科目を除く。

(実践から学ぶ科目の履修登録)

第9条 共通教育科目におけるⅤ 実践から学ぶ科目に係る授業科目の履修登録期間は、別に定める。

(本学における履修とみなす学修の成果に係る外部の公的試験)

第10条 学則第16条の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし単位を認定する大学以外の教育施設等における学修のうち、学修の成果を単位認定の対象とする外部の公的試験は、別記3に示すとおりとする。

(履修登録に関する基本原則)

第11条 履修未登録の授業科目は履修できない。また、履修登録の内容に誤りがあった授業科目に係る成績及び単位は認定されない。

2 履修登録期限後の履修登録内容の変更は、取り消しを含め原則としてこれを認めない。

(履修登録単位数の上限)

第12条 1年次における履修登録単位数の上限を原則49単位とする。また、共通教育におけるI 建学の精神を学ぶ科目(金城アイデンティティ科目)の選択科目とII 現代社会の教養の基礎となる科目とを合計した履修登録単位数の上限は、前後期とも各4単位とする。ただし、次の各号に掲げる科目は、履修上の制限単位に含めない。

(1) 現代子ども学科の教職課程履修に係る教育課程表における教科に関する科目及び教職に関する科目

(2) 通常授業期間外に実施する実習・研修・体験等を主とした科目で別に定める科目

2 2～4年次(薬学科は2～6年次)における履修登録単位数の上限を原則49単位とする。ただし、次の各号に掲げる科目は、履修上の制限単位に含めない。

(1) 教職に関する科目

(2) 再履修科目

(3) 現代子ども学科の教職課程履修に係る教育課程表における教科に関する科目及び教職に関する科目

(4) 通常授業期間外に実施する実習・研修・体験等を主とした科目で別に定める科目

3 第1項、第2項の定めにかかわらず、学科の事情により、上限単位数を変更することがある。

4 本学学生留学規程に基づき海外留学をした学生に対しては、留学をした翌年度の履修登録ができる単位数の上限を設定しない。

5 編入学生・転学部転学科生に対しては、3年次以降の履修登録単位数の上限は設定しない。

6 各年度末におけるGPAが通算3.3以上の学生に対しては、翌年度の履修登録単位数の上限は設定しない。

(履修制限)

第13条 一部の授業科目については、その内容又は授業教室の都合等の理由により、履修者数を制限することがある。

2 あらかじめ特定の授業科目を修得していることを必要とする授業科目については、その特定授業科目が未履修の学生の履修を制限することがある。

(履修禁止授業科目)

第14条 共通教育科目及び教職に関する科目の一部の授業科目については、特定学科の学生の履修を認めないことがある。また、専門教育科目の一部の授業科目については、当該学科の事情により他の学部学科又は特定学科の学生の履修を認めないことがある。

2 開講が上級年次に担当されている授業科目の履修は、これを認めない。なお、他学科等と合同で開講される授業科目についての担当基準年次は、当該学生が所属する学科が担当した開講年次とする。

3 既修得授業科目の再履修を認めない。また、同一名称授業科目又は同一授業内容授業科目の重複履修を認めない。

4 同一名称授業科目が自学科で開講されている場合は、他学科開講の同一名称授業科目の履修を認めない。

(卒業要件上の履修付加条件)

第15条 生活環境学部食環境栄養学科を卒業するためには、管理栄養士受験資格を得るために必要な授業科目及び単位を修得することを原則とする。

2 人間科学部現代子ども学科を卒業するためには、幼稚園教諭一種免許状または小学校教諭一種免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目及び単位を修得することを原則とする。

(進級制限)

第15条の2 進級制限を設けることがある。進級制限に関する基準は、進級制限を行う学部がこれを定める。

(外国人留学生及び外国において相当期間外国の教育を受けた学生に関する特例)

第16条 外国人留学生に関する履修方法の特例は次のとおりとする。

(1) 外国人留学生が修得した日本語科目の単位は、共通教育科目における英語教育科目又は外国語教育科目の単位とすることができる。

(2) 外国人留学生が修得した日本事情に関する科目の単位は、共通教育科目における教養科目の単位とすることができる。

2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間、外国における教育を受けた学生が、認められて日本事情に関する科目を修得した場合の単位の取り扱いについては、前項第2号の規定を準用する。

(履修細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法に係る細則は、これを別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の審議及び議決に基づき、これを行う。

附 則 (2015年7月1日大学評議会)

この規程は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学者から適用する。

別記1 共通教育科目の履修上の区分

領 域	テ ー マ
I 建学の精神を学ぶ科目 (金城アイデンティティ科目)	①キリスト教
	②女性
	③国際理解
II 現代社会の教養の基礎となる科目	④教養科目
III 現代社会に必要なリテラシーを身につける科目	⑤英語教育科目
	⑥外国語教育科目
	⑦情報教育科目
	⑧キャリア開発教育科目
IV スポーツを通じて健康増進を図る科目	⑨S & E教育科目
V 実践から学ぶ科目	⑩海外研修科目
	⑪学生プロジェクト科目

別記2 共通教育科目の卒業要件単位数及び履修方法

文学部日本語日本文化学科、生活環境学部生活マネジメント学科、生活環境学部環境デザイン学科、人間科学部現代子ども学科、人間科学部多元心理学科、人間科学部コミュニティ福祉学科

	テーマ又は科目群	単位数	履 修 方 法
必修科目	①キリスト教	4	「キリスト教学(1)、(2)」の2科目を履修
	⑤英語教育科目	8	「英語コミュニケーションA(1)～D(2)」の8科目を履修
	⑦情報教育科目	2	「情報リテラシー」の1科目を履修
	⑧キャリア開発教育科目	3	「キャリア開発A、B」の2科目を履修
	計	17	
選択必修科目	①キリスト教 ②女性 ③国際理解	4	テーマ①の「キリスト教」の選択科目とテーマ②の「女性」及びテーマ③の「国際理解」の3テーマから2科目を履修
	④教養科目 ⑥外国語教育科目 ⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目 ⑩海外研修科目 ⑪学生プロジェクト科目	7	⑦の「情報教育科目」の必修科目と「IT活用H」を除く科目、⑧の「キャリア開発教育科目」の必修科目を除く科目から履修
	⑨S & E教育科目	2	「スポーツ・アンド・エクササイズH」を除く科目から2科目を履修
	計	13	
	合 計	30	

文学部英語英米文化学科

	テーマ又は科目群	単位数	履 修 方 法
必修科目	①キリスト教	4	「キリスト教学(1)、(2)」の2科目を履修
	⑦情報教育科目	2	「情報リテラシー」の1科目を履修
	⑧キャリア開発教育科目	3	「キャリア開発A、B」の2科目を履修
	計	9	
選択必修科目	①キリスト教 ②女性 ③国際理解	4	テーマ①の「キリスト教」の選択科目とテーマ②の「女性」及びテーマ③の「国際理解」の3テーマから2科目を履修
	④教養科目 ⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目 ⑩海外研修科目 ⑪学生プロジェクト科目	7	⑦の「情報教育科目」の必修科目と「IT活用H」を除く科目、⑧の「キャリア開発教育科目」の必修科目を除く科目から履修
	⑥外国語教育科目	8	
	⑨S & E教育科目	2	「スポーツ・アンド・エクササイズH」を除く科目から2科目を履修
	計	21	
	合 計	30	

文学部外国語コミュニケーション学科

	テーマ又は科目群	単位数	履修方法
必修科目	①キリスト教	4	「キリスト教学(1)、(2)」の2科目を履修
	⑦情報教育科目	2	「情報リテラシー」の1科目を履修
	⑧キャリア開発教育科目	3	「キャリア開発A、B」の2科目を履修
	計	9	
選択必修科目	①キリスト教 ②女性 ③国際理解	4	テーマ①の「キリスト教」の選択科目とテーマ②の「女性」及びテーマ③の「国際理解」の3テーマから2科目を履修
	④教養科目 ⑥外国語教育科目 ⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目 ⑩海外研修科目 ⑪学生プロジェクト科目	7	⑦の「情報教育科目」の必修科目と「IT活用H」を除く科目、⑧の「キャリア開発教育科目」の必修科目を除く科目から履修
	⑨S&E教育科目	2	「スポーツ・アンド・エクササイズH」を除く科目から2科目を履修
	計	13	
	合計	22	

文学部音楽芸術学科

	テーマ又は科目群	単位数	履修方法
必修科目	①キリスト教	4	「キリスト教学(1)、(2)」の2科目を履修
	⑤英語教育科目	8	「英語コミュニケーションA(1)～D(2)」の8科目を履修
	⑦情報教育科目	2	「情報リテラシー」の1科目を履修
	⑧キャリア開発教育科目	3	「キャリア開発A、B」の2科目を履修
	計	17	
選択必修科目	①キリスト教 ②女性 ③国際理解	4	テーマ①の「キリスト教」の選択科目とテーマ②の「女性」及びテーマ③の「国際理解」の3テーマから2科目を履修
	④教養科目 ⑥外国語教育科目 ⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目 ⑩海外研修科目 ⑪学生プロジェクト科目	5	⑦の「情報教育科目」の必修科目と「IT活用H」を除く科目、⑧の「キャリア開発教育科目」の必修科目を除く科目から履修
	⑨S&E教育科目	2	「スポーツ・アンド・エクササイズH」を除く科目から2科目を履修
	計	11	
	合計	28	

生活環境学部食環境栄養学科

	テーマ又は科目群	単位数	履修方法
必修科目	①キリスト教	4	「キリスト教学(1)、(2)」の2科目を履修
	⑤英語教育科目	8	「英語コミュニケーションA(1)～D(2)」の8科目を履修
	⑦情報教育科目	2	「情報リテラシー」の1科目を履修
	⑧キャリア開発教育科目	1	「キャリア開発B」の1科目を履修
	計	15	
選択必修科目	①キリスト教 ②女性 ③国際理解	4	テーマ①の「キリスト教」の選択科目とテーマ②の「女性」及びテーマ③の「国際理解」の3テーマから2科目を履修
	④教養科目 ⑥外国語教育科目 ⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目 ⑩海外研修科目 ⑪学生プロジェクト科目	9	⑦の「情報教育科目」の必修科目と「IT活用H」を除く科目、⑧の「キャリア開発科目」の必修科目と「キャリア開発A」を除く科目から履修
	⑨S&E教育科目	2	「スポーツ・アンド・エクササイズH」を除く科目から2科目を履修
	計	15	
	合計	30	

国際情報学部国際情報学科グローバルスタディーズコース、
国際情報学部国際情報学科メディアスタディーズコース

	テーマ又は科目群	単位数	履修方法
必修科目	①キリスト教	4	「キリスト教学(1)、(2)」の2科目を履修
	⑤英語教育科目	8	「英語コミュニケーションA(1)～D(2)」の8科目を履修
	⑧キャリア開発教育科目	3	「キャリア開発A、B」の2科目を履修
	計	15	
選択必修科目	①キリスト教 ②女性 ③国際理解	4	テーマ①の「キリスト教」の選択科目とテーマ②の「女性」及びテーマ③の「国際理解」の3テーマから2科目を履修
	④教養科目 ⑥外国語教育科目 ⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目 ⑩海外研修科目	9	⑦の「情報教育科目」の「情報リテラシー」と「IT活用H」を除く科目、⑧の「キャリア開発教育科目」の必修科目を除く科目から履修
	⑪学生プロジェクト科目		
	⑨S&E教育科目	2	「スポーツ・アンド・エクササイズH」を除く科目から2科目を履修
	計	15	
	合計	30	

薬学部薬学科

	テーマ又は科目群	単位数	履修方法
必修科目	①キリスト教	4	「キリスト教学(1)、(2)」の2科目を履修
	④教養科目	6	「倫理学」、「心理学」、「法学入門」の3科目を履修
	⑤英語教育科目	8	「英語コミュニケーションA(1)～D(2)」の8科目を履修
	⑦情報教育科目	4	「情報リテラシー」、「IT活用H」の2科目を履修
	計	22	
選択必修科目	①キリスト教 ②女性 ③国際理解	4	テーマ①の「キリスト教」の選択科目とテーマ②の「女性」及びテーマ③の「国際理解」の3テーマから2科目を履修
	④教養科目 ⑥外国語教育科目 ⑦情報教育科目 ⑧キャリア開発教育科目 ⑩海外研修科目	8	④の「教養科目」と⑦の「情報教育科目」の必修科目を除く科目、⑧の「キャリア開発教育科目」の「キャリア開発A」、「キャリア開発B」を除く科目から履修
	⑪学生プロジェクト科目		
	⑨S&E教育科目	2	「スポーツ・アンド・エクササイズH」を除く科目から2科目を履修
	計	14	
	合計	36	

別記3 学修の成果を単位認定の対象とする外部の公的試験

実用英語技能検定試験（英検）	総合旅行業務取扱管理者試験
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	二級建築士
Test of English for International Communication (TOEIC)	基本情報技術者
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	色彩検定
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	マルチメディア検定
ドイツ語技能検定試験	CGエンジニア検定
実用フランス語技能検定試験	CGクリエイター検定
フランス語資格試験（DELF、DALF）	画像処理エンジニア検定
中国語検定試験	Webデザイナー検定
スペイン語技能検定試験	簿記検定試験
韓国語能力試験	貿易実務検定
ハングル能力検定試験	日本語能力試験
通関士試験	ITパスポート試験